

平成 17 年 12 月 19 日

各 位

不動産投信発行者名  
東京都中央区銀座六丁目 2 番 1 号  
D A オ フ ィ ス 投 資 法 人  
代 表 者 名  
執 行 役 員 杉 浦 信 治  
(コード番号: 8976)  
問 合 せ 先  
株 式 会 社 ダ ヴ ィ ン チ ・ セ レ ク ト  
取締役財務部部长 但 野 和 博  
TEL. 03-6215-9649

### 利害関係人等との取引に関するお知らせ

DAオフィス投資法人(以下「本投資法人」といいます。)の資産運用会社である株式会社ダヴィンチ・セレクト(以下「資産運用会社」といいます。)の平成 17 年 12 月 16 日開催の取締役会にて、下記の利害関係者(資産運用会社の社内規程である利益相反対策ルールに定める利害関係者)との取引が承認されましたのでお知らせいたします。

なお、取得予定資産の詳細につきましては、本日付で別途開示いたします、「資産取得(基本合意書締結)に関するお知らせ」をご参照下さい。

### 記

#### 1. 特定資産の取得

##### (1) 特定資産の種類

不動産信託受益権(個別物件につきましては、本日付で別途開示いたします「資産取得(基本合意書締結)に関するお知らせ」をご参照下さい。)

##### (2) 取得を決定した理由

本投資法人の規約及び資産運用会社の定める「運用ガイドライン」に基づき、個々の資産について取得の可否を検討した結果、ポートフォリオ構築上必要と判断したため取得を決定いたしました。

##### (3) 取引の内容

| 利害関係者         | 取引の内容  |
|---------------|--|
| 有限会社ファーク      | 本投資法人は、平成 17 年 12 月 19 日付締結の基本合意書に則り、平成 18 年 1 月 20 日締結予定の信託受益権売買契約により、左記利害関係者から「新宿坂町 23 ビル」に係る不動産信託受益権を取得する予定です。取得予定日は平成 18 年 1 月 27 日です。                                       |
| 有限会社ダヴィンチ FF1 | 本投資法人は、平成 17 年 12 月 19 日付締結の基本合意書に則り、平成 18 年 1 月 20 日締結予定の信託受益権売買契約により、左記利害関係者から「BPSスクエア」、「ダヴィンチ築地」、「ダヴィンチ新横浜 214」及び「ダヴィンチ新横浜 131」に係る不動産信託受益権を取得する予定です。取得予定日は平成 18 年 1 月 27 日です。 |
| 有限会社ポータルラッシュ  | 本投資法人は、平成 17 年 12 月 19 日付締結の基本合意書に則り、平成 18 年 1 月 20 日締結予定の信託受益権売買契約により、左記利害関係者から「ダヴィンチ西五反田」に係る不動産信託受益権を取得する予定です。取得予定日は平成 18 年 1 月 27 日です。  |

(4) 取得先の属性等

取得先は、全て資産運用会社の利益相反策ルールに規定される利害関係者（投信法第 15 条第 2 項第 1 号に規定される利害関係人等に該当する者へアセット・マネジメント業務等を委託し、物件の取得、売却等の意思決定において一定の権限を持つ特別目的会社）に該当します。

| 商号            | 属性等  |
|---------------|--|
| 有限会社ファーク      | ・所在地 東京都中央区銀座六丁目 2 番 1 号<br>・代表者 取締役 金子 修<br>・事業内容等<br>株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズの意向を受けて設立された、米国デラウェア州法上のリミテッド・ライアビリティ・カンパニーの 100% 出資子会社であり、信託受益権の取得、管理及び処分等を目的として設立された特別目的会社。  |
| 有限会社ダヴィンチ FF1 | ・所在地 東京都中央区銀座六丁目 2 番 1 号<br>・代表者 取締役 横山 公一<br>・事業内容等<br>株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズの意向を受けて設立された、有限責任中間法人の 100% 出資子会社であり、信託受益権の取得、管理及び処分等を目的として設立された特別目的会社。                       |
| 有限会社ポータルッシュ   | ・所在地 東京都中央区銀座六丁目 2 番 1 号<br>・代表者 取締役 横山 公一<br>・事業内容等<br>株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズの意向を受けて設立された、米国デラウェア州法上のリミテッド・ライアビリティ・カンパニーの 100% 出資子会社であり、信託受益権の取得、管理及び処分等を目的として設立された特別目的会社。 |

2. 利害関係人等との取引に関する手続き

資産運用会社は、利益相反策ルールに基づき、法令や諸規則に定める基準を遵守した上で、通常と同様の取引と比較して本投資法人に不利益となることのないよう、平成 17 年 12 月 15 日開催の投資委員会及び、平成 17 年 12 月 16 日開催のコンプライアンス委員会における審議を経て、同日開催の取締役会において取得予定資産の取得の承認を決議しています。

以上

\* 本資料の配布先：兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

\* 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.da-office.co.jp>